



平成 19 年 5 月 9 日

各 位

上場会社名 **グロリー株式会社**
代 表 者 取締役社長 西 野 秀 人
本社所在地 兵庫県姫路市下手野一丁目 3 番 1 号
コード番号 6 4 5 7
上場取引所 東証第一部、大証第一部
決 算 期 3 月
問 合 せ 先 広報・IR 室長 小西 隆之
T E L (0 7 9) 2 9 7 - 3 1 3 1

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 19 年 6 月 28 日開催予定の第 61 回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社の公告方法について、株主の皆様の利便性の向上及び手続きの合理化を図るため、公告方法を電子公告に変更し、併せて電子公告ができない場合の措置を定めるものであります。(変更案第 5 条)
- (2) 経営の監督機能の強化と、効率的かつ機動的な経営の意思決定が可能な経営体制の実現を目的とした平成 18 年 6 月の執行役員制度導入から約 1 年が経過し、今後さらにその実効性を高めるために取締役会の構成員数の減員を行い、取締役の員数を 17 名以内から 10 名以内に変更するものであります。(変更案第 21 条)
- (3) 社外取締役及び社外監査役にふさわしい優秀な人材の招聘を容易にするため、社外取締役及び社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を新設するものであります。なお、社外取締役との責任限定契約に関する規定を新設することにつきましては、監査役全員の同意を得ております。(変更案第 29 条及び第 37 条)
- (4) 上記(3)の条文の新設に伴い、現行定款 29 条以下の条数を順次繰り下げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成 19 年 6 月 28 日
定款変更の効力発生予定日	平成 19 年 6 月 28 日

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線部は変更箇所であります)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告の方法) 第5条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>(員数) 第21条 当社の取締役は、<u>17</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第<u>29</u>条～第<u>35</u>条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第<u>36</u>条～第<u>40</u>条 (条文省略)</p>	<p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>(員数) 第21条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(取締役の責任免除) 第29条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第<u>30</u>条～第<u>36</u>条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(監査役の責任免除) 第37条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第<u>38</u>条～第<u>42</u>条 (現行どおり)</p>

(注) 上記変更案は、平成19年5月9日開催の取締役会で決議した内容ですが、平成19年6月28日開催予定の第61回定時株主総会に上程する際には、文言の修正等を行うことがあります。

以上